

昭和五十六年六月十九日受領
答 弁 第 四 八 号

(質問の 四八)

内閣衆質九四第四八号

昭和五十六年六月十九日

内閣総理大臣臨時代理
国 務 大 臣 中 曾 根 康 弘

衆議院議長 福田 一 殿

衆議院議員瀬長亀次郎君提出米原子力潜水艦ジョージ・ワシントン号と日昇丸の衝突事件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員瀨長亀次郎君提出米原子力潜水艦ジョージ・ワシントン号と日昇丸の衝突事件に関する質問に対する答弁書

一について

合衆国海軍潜水艦ジョージ・ワシントンと日昇丸の衝突事故に関する合衆国政府のいわゆる中間報告によれば、衝突事故発生後およそ一時間二十七分後に、ジョージ・ワシントンの艦長は、衝突に関する報告を上部機関に行つた後、衝突事故発生時以前から衝突事故発生水域周辺にいたP3Cオライオン機一機に対し、衝突事故発生水域に遭難船舶があるか否かを搜索するよう要請し、これに応じて同機は、当該水域を百パーセント搜索したとのことである。政府としては、同機が事故発生当日何時何分まで搜索したかは承知していない。

二について

合衆国第七艦隊司令官が、合衆国海軍潜水艦ジョージ・ワシントンの艦長を処分することに
関し、いかなる権限を有するかは、合衆国海軍内部の問題である。

右答弁する。